

(別紙) 基本計画のコスト計測対象手続一覧表

省庁名	農林水産省
-----	-------

【記載要領】
 ○記載の時点は、平成30年3月時点とする。
 ○「基本計画の対象手続一覧表(平成29年6月作成)」より、「コスト計測」が○の手続のみ本表の対象とする。
 ○手続の件数は、申請等の件数を記載する。なお、記載できない項目がある場合には、その具体的な理由を欄外に記載する。
 ○「備考」は、補足事項等がある場合に記載する。例えば、削減方策が5年間の取組であり、取組最終年度が31年度ではない場合、「削減方策は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。」と記載。
 ○1件当たりの作業時間等を記載後、「取組初年度【平成29年度】コスト(実績)」が大きい順に並べる。

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本 計画	コスト 計測	1件当たりの作業時 間	取組初年度 【平成29年度】 コスト (実績)	1件当たりの目標 削減時間	削減目標		取組最終年度 コスト (目標)	備考
															削減率		
247	水産庁	資源管理部 漁業調整課 国際課	都道府県知事の漁業の許可	漁業法	第65条第1項	0	111,410	111,410	○	○	120.0時間	13,369,200時間	24.0時間	2,673,840時間	20.00%	10,695,360時間	
285	水産庁	資源管理部 漁業調整課	届出漁業の届出	特定大臣許可漁業等の取締りに 関する省令<漁業法及び水産資 源保護法>	第19条第1項	0	2,840	2,840	○	○	24.5時間	69,580時間	6.0時間	17,040時間	24.49%	52,540時間	手続件数については平成26年度の数値。
58	消費・安全局	農産安全管理課	指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出	肥料取締法	第16条の2第1項	0	8,061	8,061	○	○	11.1時間	89,477時間	3.1時間	24,989時間	27.93%	64,488時間	事前相談のメール化、届出の電子化及び押印の省略の徹底が可能となった場合を想定。
60	消費・安全局	農産安全管理課	指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出	肥料取締法	第16条の2第3項後段	0	7,326	7,326	○	○	11.1時間	81,319時間	3.1時間	22,711時間	27.93%	58,608時間	事前相談のメール化、届出の電子化及び押印の省略の徹底が可能となった場合を想定。
合計						0	129,637	129,637	4	4	166.7時間	13,609,576時間	36.2時間	2,738,580時間	20.12%	10,870,996時間	